

# 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

## 第1006回（非公開会合）議事概要

1. 日時：令和3年9月30日（木）13時30分～15時00分

2. 場所：原子力規制委員会 原子力規制庁内会議室（TV会議システムを利用）

3. 出席者（※TV会議システムによる出席）：

原子力規制委員会 山中委員

原子力規制庁 小野長官官房審議官、田口安全規制管理官、名倉安全規制調整官、岩澤企画調査官他11名

東京電力ホールディングス株式会社 山本原子力設備管理部長 他31名※

九州電力株式会社 林田上席執行役員 原子力発電本部 副本部長 他8名※

### 4. 議題

- (1) 東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所6・7号機の特定重大事故等対処施設に係る審査について
- (2) 九州電力（株）玄海原子力発電所3・4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請に係る審査について
- (3) その他

### 5. 配布資料

- 資料1-1 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉  
特定重大事故等対処施設の設置について  
＜基準津波を一定程度超える津波に対する頑健性確保の方針＞  
（コメント回答）
- 資料1-2 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉  
設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）  
本文＜津波による損傷の防止＞
- 資料1-3 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉  
設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）  
補足説明資料＜津波による損傷の防止＞
- 資料1-4 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉  
設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）  
＜故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項＞  
指摘事項に対する回答
- 資料1-5 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉  
設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）  
本文＜故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項＞

- 資料 1-6 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉  
設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）  
補足説明資料＜故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項＞
- 資料 1-7 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉  
特定重大事故等対処施設の設置について  
＜計装設備＞  
（審査会合コメント回答）
- 資料 1-8 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉  
設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）  
本文＜計装設備＞
- 資料 1-9 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉  
設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）  
補足説明資料＜計装設備＞
- 資料 1-10 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉  
特定重大事故等対処施設の設置について  
＜特定重大事故等対処施設に係る体制の整備について 追補Ⅱ＞
- 資料 1-11 柏崎刈羽原子力発電所 6 号及び 7 号炉  
設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）  
補足説明資料＜特定重大事故等対処施設に係る体制の整備について＞
- 資料 2-1 玄海原子力発電所保安規定変更認可申請の概要について
- 資料 2-2 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料

## 6. 議事概要

### （議題 1）

- （1）東京電力ホールディングス株式会社から、資料を用いて、柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉に係る特定重大事故等対処施設に関する津波による損傷の防止、故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項、計装設備及び効果の評価について説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制委員会は必要な指摘を行うとともに、今回の指摘に対する回答を含め、次回以降の審査会合等において引き続き審査を実施していく旨伝えた。
- （3）東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

### （議題 2）

- （1）九州電力株式会社から、資料を用いて、玄海原子力発電所 3・4号炉に係る特定重大事故等対処施設に関する原子炉施設保安規定変更認可審申請について説明があった。
- （2）これに対し、原子力規制委員会は必要な指摘を行うとともに、今回の指摘に対する回答を含め、次回以降の審査会合等において引き続き審査を実施していく旨伝えた。
- （3）九州電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

以上